

よくある質問と回答

Q1 堀川に係留中の船舶や沈没した船舶は、県が撤去するのですか。

A1 所有者が判明している船舶については、所有者で移動をお願いしています。
所有者が不明な船舶で沈没するなど河川管理上支障がありやむを得ない時は、県で撤去する場合もあります。しかし、撤去後に所有者が判明した場合は、撤去にかかった費用を所有者へ請求することになります。

Q2 船舶を移動した後、栈橋などはそのままでもよいですか。

A2 栈橋など船舶係留施設についても、船舶と同様にその所有者又は係留者で撤去をお願いしています。

Q3 係留している船舶が河川法違反なら、何故現在も堀川に船舶が係留されていますか。

A3 現在、堀川に係留されている船舶は100隻を超えており、原則所有者で移動撤去することになっており、全ての船舶を移動撤去するには時間を要します。
現在は、ご縁橋より上流を「重点係留禁止区域」と定め、船舶所有者に速やかな移動をお願いしているところです。
※重点係留禁止区域とは…河川区域外へ除却命令等を重点的に実施する区域

Q4 船舶はいつまでに撤去するのですか。

A4 平成24年5月に「堀川プレジャーボート対策協議会」を設立し、7月にはご縁橋から上流を「重点係留禁止区域」と定めて、適切な係留についての指導や撤去対策を強化しております。具体的には各関係機関と連携して広報活動を強化するほか、重点係留禁止区域内に係留中の船舶所有者へ繰り返し訪問し、速やかな移動をお願いしています。

堀川プレジャーボート対策協議会

堀川プレジャーボート対策協議会は、河川利用の適正化、周辺地域の生活環境等の保全を図るために活動しています。

区分	構成員
河川管理者	島根県土木部出雲県土整備事務所(会長)
	島根県土木部河川課
他の水域管理者	島根県農林水産部漁港漁場整備課
	島根県農林水産部松江水産事務所
市町村	出雲市都市建設部
	出雲市大社支所
警察機関	島根県出雲警察署大社広域交番
船舶関係機関	日本小型船舶検査機構支部
漁業者代表	漁業協同組合JFしまね大社支所
地元代表	大社地域協議会

今後も継続して堀川のプレジャーボート対策を行っていきます。

ご意見等ございましたら、下記までご連絡ください。

堀川プレジャーボート対策協議会

事務局：島根県出雲県土整備事務所 管理第1グループ TEL.0853-30-5632 FAX.0853-21-9090
〒693-8511 島根県出雲市大津町1139 E-mail:izumo-kendo@pref.shimane.lg.jp